

# 胆江地区衛生センターの利用について

## 搬入いただく際の注意点

- 1 奥州市と金ケ崎町以外で発生したごみは搬入できません。
- 2 当センターでは搬入されたごみのリサイクルが出来ません。資源化が可能なごみにつきましては、搬入いただく前に、市町の資源回収などをご利用ください。
- 3 可燃ごみと粗大・不燃ごみを混載で搬入される場合は、降ろす場所が別になりますので、種類別（燃やせる、燃やせない等）に分けて積み込み、搬入してください。
- 4 搬入受付時、係員が住所、内容物等の確認を行いますのでご了承ください。
- 5 ごみは排出者本人若しくは家族（事業所においては経営者若しくは従業員）が搬入するようお願いいたします。それ以外の方がごみを搬入することは、収集許可業者を除いて法律で禁止されています。
- 6 無許可の違法な収集業者と疑われる場合や、事業ごみを家庭ごみとして搬入していると疑われる場合は、聞き取り、警察への通報を行う場合がございます。
- 7 ごみの搬入規格・数量を守って搬入いただくようお願いいたします。

例) 枝木・木材…長さ 50 センチ以下、直径 15 センチ以下  
じゅうたん…1メートル四方以内 畳…1回6枚以内 など

詳しい規格や持ち込みの可否につきましては、当センターにお問い合わせいただくか、奥州金ケ崎行政事務組合のホームページをご確認ください。



## 処理不適物の混入について

搬入されたごみの中には、処理不適物（可燃ごみの中に鉄板や針金、不燃ごみの中に電池やガソリンなど）の混入がみられます。

このような処理不適物の混入は、ごみ処理設備の破損や火災、人身事故などの原因となり、運転を続けられなくなる場合があります。

安全にごみ処理を継続していくために、ルールを守ったごみの搬入にご協力をお願いいたします。



不燃ごみに混入した中身の入ったオイル缶



焼却灰の中から取り出した鉄板や針金

処理不適物が混入しやすいごみ	
スプリング入りのソファやマットレス、座椅子、電気毛布 など	可燃部分と不燃部分を分別して搬入する
家電製品、電気製品、おもちゃ など	電池を本体から取り外す
※ボタン電池 ※充電式電池（デジタルカメラなどの充電家電に使用されるもの）	電源コードと本体を分ける
	※販売店の回収 BOX へ
ポリタンク、スプレー缶、オイル缶 など	中を空にし、缶は穴を開ける
花火、ライター、マッチ など	現場の係員へ手渡しする
受入れできないごみの一例	
危険性のあるもの	消火器、ガスボンベ、廃油、農薬 など
事業系ごみとなるもの	建築廃材、農業に伴うプラスチックごみ など

お問い合わせ 奥州金ケ崎行政事務組合 施設管理課（胆江地区衛生センター）  
TEL：0197-24-5821 FAX：0197-24-5823 組合 HP：<https://ok-gyousei.jp/>